

【公開版】

日本原燃株式会社	
資料番号	濃縮個別 46 R0
提出年月日	令和 3 年 9 月 24 日

放射性廃棄物の廃棄施設に係る補足説明資料

目 次

1. 概要	1
2. 申請対象と技術基準規則の関係	1
3. 設工認申請書添付書類における変更内容に係る補足説明事項	1
4. 既認可から変更がない設計について	1

添付1 申請対象設備の「技術基準規則 第20条 廃棄施設」への適合要否及び既認可からの変更について

添付2 変更内容に係る補足説明事項について

添付3 既認可の申請内容

1. 概要

本資料は、第 5 回申請の【放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書】（以下「説明書」という。）において説明した事項に関して、申請内容の妥当性、記載内容の根拠等について説明するものである。

2. 申請対象と技術基準規則の関係

第 5 回申請において説明している内容は「技術基準規則 第 20 条 廃棄施設」及び「技術基準規則 第 23 条 換気設備」に基づく説明である。技術基準規則第 23 条については、今回申請する設備及び機器が、放射線障害を防止するために必要な換気等を行う機器ではないため該当しない。

今回申請対象設備の「技術基準規則 第 20 条 廃棄施設」への適合要否、適合内容の既認可からの変更の有無等を添付 1 に示す。

3. 設工認申請書添付書類における変更内容に係る補足説明事項

説明書での申請内容に関する補足説明を添付 2 に示す。

4. 既認可から変更がない設計について

「技術基準規則 第 20 条 廃棄施設」の要求事項及び設計に変更がないとしたものについて、既認可の申請内容を添付 3 に示す。

添付 1

申請対象設備の「技術基準規則 第 20 条 廃棄施設」
への適合要否及び既認可からの変更について

設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理

【第5回申請】

番号	施設区分	設備区分	機器名称	設置場所	数量	単位	申請回	変更区分	DB区分	附属設計	備考
269	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	管理廃水処理第2活性炭吸着塔	中央操作棟	2	基	5	既設	非自重	第3類	
270	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	第2処理水ビット	中央操作棟	2	基	5	既設	非自重	第3類	
271	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	吸着塔送水ポンプ	中央操作棟	2	基	5	既設	非自重	第3類	
272	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	第2処理水ポンプ	中央操作棟	2	基	5	既設	非自重	第3類	
273	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	2号発回均質室廃水ビット1	2号発回均質棟	1	基	5	既設	非自重	第3類	
274	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	2号発回均質室廃水ビット2	2号発回均質棟	1	基	5	既設	非自重	第3類	
275	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	2号発回均質室廃水ビット3	2号発回均質棟	1	基	5	既設	非自重	第3類	
276	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	2号発回均質室廃水ビット4	2号発回均質棟	1	基	5	既設	非自重	第3類	
277	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	主要放射性廃水管（非放射性廃水処理系） 流り廊下 2号発回均質棟	中央操作棟	—	式	5	既設	非自重	第3類	
278	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	ホットランドリー室廃水タンク	中央操作棟	1	基	5	撤去	—	—	
279	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	ホットランドリー室廃水送水ポンプ	中央操作棟	1	基	5	撤去	—	—	
280	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	櫃（ホットランドリー室）	中央操作棟	1	区画	5	撤去	—	—	
281	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	ホットランドリー室廃水管	中央操作棟	—	式	5	撤去	—	—	
282	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	液体廃棄物保管廃棄区画	中央操作棟	1	区画	5	既設	非自重	—	
283	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	液体廃棄物保管廃棄区画（IFボンベ置台）	2号発回均質棟	58	基	5	既設	非自重	—	
284	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄設備	主要配管（IF発生・供給系）	中央操作棟 流り廊下 2号発回均質棟	—	式	5	撤去	—	—	
285	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄設備	主要配管（回収系）	中央操作棟 流り廊下 2号発回均質棟	—	式	5	撤去	—	—	
286	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄設備	固体廃棄物保管廃棄区画（Aウラン濃縮廃棄物室）	Aウラン濃縮廃棄物棟	1	区画	5	既設	非自重	—	
287	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄設備	固体廃棄物保管廃棄区画（Bウラン濃縮廃棄物室）	ウラン貯蔵・廃棄物庫	1	区画	5	既設	非自重	—	
288	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄設備	固体廃棄物保管廃棄区画（Cウラン濃縮廃棄物室）	使用済速心機保管建屋	1	区画	5	既設	非自重	—	
289	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄設備	固体廃棄物保管廃棄区画（Dウラン濃縮廃棄物室）	使用済速心機保管建屋	1	区画	5	既設	非自重	—	
290	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄設備	固体廃棄物保管廃棄区画（使用済速心機保管室）	使用済速心機保管建屋	1	区画	5	既設	非自重	—	
291	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄設備	固体廃棄物保管廃棄区画（Cウラン貯蔵室（使用済速心機保管エリア））	ウラン貯蔵・廃棄物庫	1	区画	5	撤去	—	—	
303	放射線管理施設	放射線監視・測定設備	IPセンサ	中央操作棟 2号発回均質棟 1号発回均質棟 2号カスケード棟 Aウラン貯蔵庫 Bウラン貯蔵庫 ウラン貯蔵・廃棄物庫	30	台	5	新設	非自重	1G, 第2類	
304	放射線管理施設	放射線監視・測定設備	排気用モニタA	中央操作棟	1	台	5	改造	非自重	第1類	
305	放射線管理施設	放射線監視・測定設備	排気用モニタB	中央操作棟	1	台	5	改造	非自重	第3類	
317	その他の加工施設	非常用設備	自動火災報知設備（均質棟防護カバー内の感知器の新設）	2号発回均質棟	—	式	5	新設	非自重	第3類	
318	その他の加工施設	非常用設備	温度センサ	2号発回均質棟 1号発回均質棟	22	台	5	新設	非自重	1G	
327	その他の加工施設	非常用設備	ハロンボンベ（2号中間室、2号発回均質室用）	中央操作棟 流り廊下	19	本	5	新設	非自重	第3類	
328	その他の加工施設	非常用設備	ハロンボンベ（1号均質室用）	1号発回均質棟	4	本	5	新設	非自重	第3類	

既認可		今回申請					技術基準への適合に関する変更有無の考え方 【既認可】欄 ○：適合性確認を実施するもの —：条文要求を受けないもの 【今回申請】欄 ○：適合性確認を実施するもの（要求事項、設計内容に変更あり、変更内容に応じた説明を実施するもの） △：適合性について既認可から変更がないもの（要求事項、設計内容に変更がないため、今回の申請で変更は行わないもの） —：条文要求を受けないもの 《△》：事業許可基準規則の要求事項に対する適合性について、既認可から変更がないもの		
廃棄施設		廃棄施設							
第二十 九号 第二 号	第二十 九号 第二 号	第二十 九号 第二 号	第二十 九号 第四 号	第二十 九号 第五 号	第二十 九号 第二 号	第二十 九号 第三 号	第二十 九号 第四 号	第二十 九号 第五 号	
○	—	—	—	—	△	—	—	—	同上
○	—	—	—	—	△	—	—	—	同上
○	—	—	—	—	△	—	—	—	同上
○	—	—	—	—	△	—	—	—	同上
○	—	—	—	—	△	—	—	—	同上
○	—	—	—	—	△	—	—	—	同上
○	—	—	—	—	△	—	—	—	同上
○	○	—	—	—	△	—	—	△	放射性廃棄物以外を廃棄する設備と区別して設置すること及び液体廃棄物の排出経路が本項の要求事項に該当する。技術基準規則の要求事項に追加又は及び設計内容に変更はない。
—	—	—	—	—	—	—	—	—	撤去する機器であることから対象外とする。
—	—	—	—	—	—	—	—	—	同上
—	—	—	—	—	—	—	—	—	同上
—	—	—	—	—	—	—	—	—	同上
—	—	—	—	—	—	—	—	—	同上
—	—	—	—	—	—	—	—	—	放射性廃棄物の保管廃棄に係る設計を対象とする。既認可から設計内容に変更はない。
—	—	—	—	—	—	—	—	—	同上
—	—	—	—	—	—	—	—	—	撤去する機器であることから対象外とする。
—	—	—	—	—	—	—	—	—	同上
—	—	—	—	—	—	—	—	—	放射性廃棄物の保管廃棄に係る設計を対象とする。既認可から設計内容に変更はない。
—	—	—	—	—	—	—	—	—	同上
—	—	—	—	—	—	—	—	—	同上
—	—	—	—	—	—	—	—	—	同上
—	—	—	—	—	—	—	—	—	同上
—	—	—	—	—	—	—	—	—	撤去する機器であることから対象外とする。
—	—	—	—	—	—	—	—	—	放射性廃棄物を取り扱う機器ではないため本項の要求事項に該当しない。
—	—	—	—	—	—	—	—	—	同上
—	—	—	—	—	—	—	—	—	同上
—	—	—	—	—	—	—	—	—	同上
—	—	—	—	—	—	—	—	—	同上
—	—	—	—	—	—	—	—	—	同上

添付 2

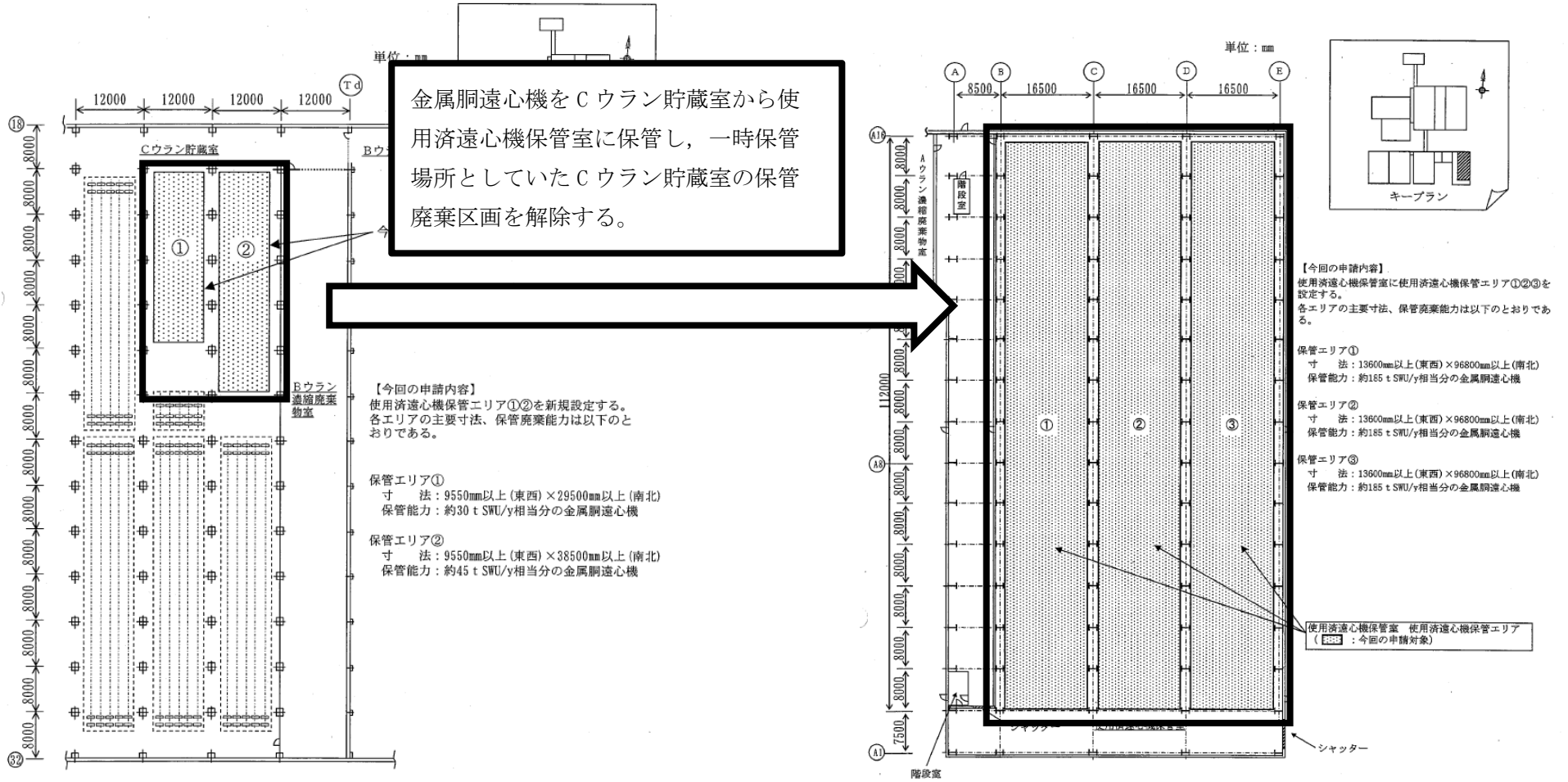
変更内容に係る補足説明事項について

【第5回申請】

設工認申請書	補足説明	備考
<p>1. 概要</p> <p>本資料は、「加工施設の技術基準に関する規則（以下「技術基準規則」という。）」第20条、23条に基づき、放射性廃棄物を処理する能力等について説明するものである。また、「加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（以下「事業許可基準規則」という。）」第17条の放射性廃棄物の保管廃棄に係る設計について説明するものである。</p> <p>放射性廃棄物の廃棄施設のうち、今回申請する設備及び機器に対し、技術基準規則第20条及び事業許可基準規則第17条の要求事項並びに設計に変更はないため、今回の申請で変更は行わない。</p> <p>技術基準規則第23条については、今回申請する設備及び機器が、放射線障害を防止するために必要な換気等を行う機器ではないため該当しない。</p> <p>なお、今回の申請において、事業変更許可申請書に基づき、金属胴遠心機の一時的な保管廃棄場所として設定していたCウラン貯蔵室の保管廃棄区画を解除する。当該区画に設置していた金属胴遠心機については、<u>使用済遠心機保管室の保管廃棄区画に移動済みであり、金属胴遠心機を使用済遠心機保管室に保管することは既設工認で申請し認可済みである（認可番号：平成22・03・30原第2号）。</u>^(注1) 今後、Cウラン貯蔵室には、使用済遠心機は保管しない。</p> <p>また、固体廃棄物の廃棄設備のうち、付着ウラン回収設備の配管（付着ウランの回収作業が完了したRE-2設備側の配管）を撤去する。これにより、今後、<u>運転に供するカスケード設備及びUF₆処理設備と、RE-1廃棄物化に係る付着ウラン回収設備を物理的に隔離する。</u>^(注2)</p>	<p>(注1) 移動前後の配置について別紙1に示す。</p> <p>(注2) 撤去後における物理的な隔離状態を別紙2に示す。</p>	

別紙 1

金属胴遠心機の移動前後の配置について



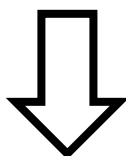
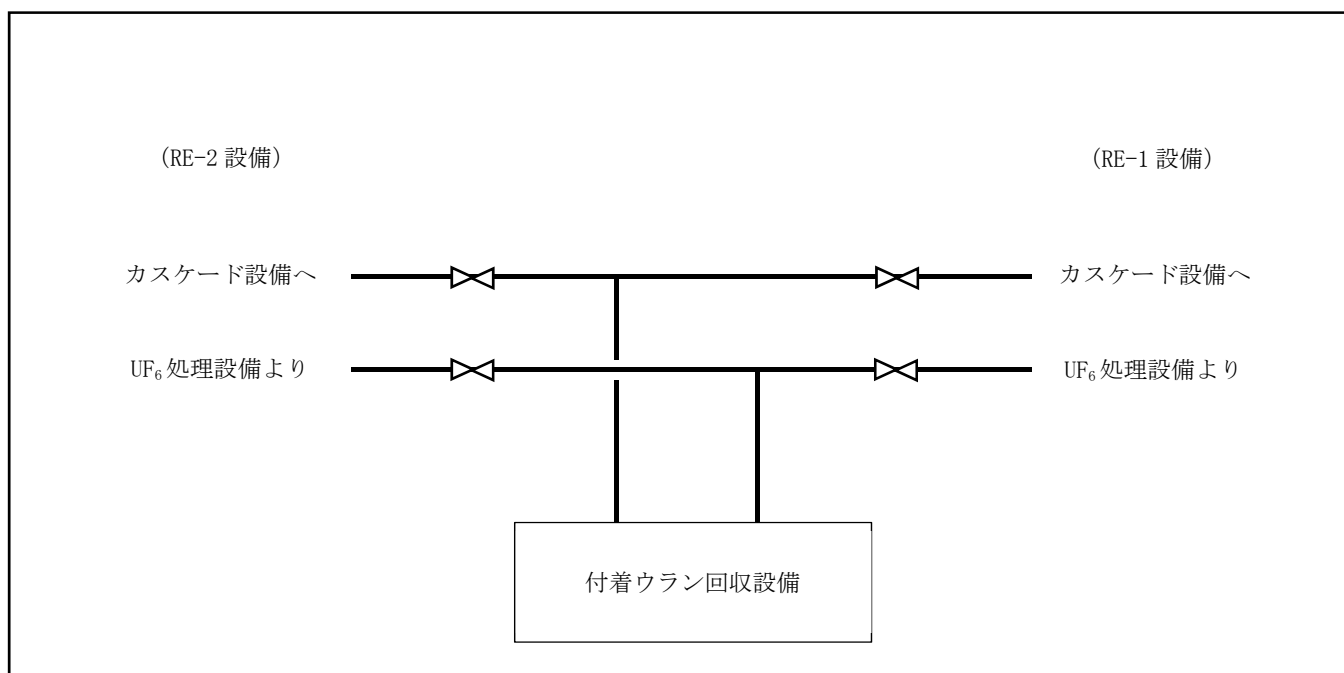
Cウラン貯蔵室

使用済遠心機保管室

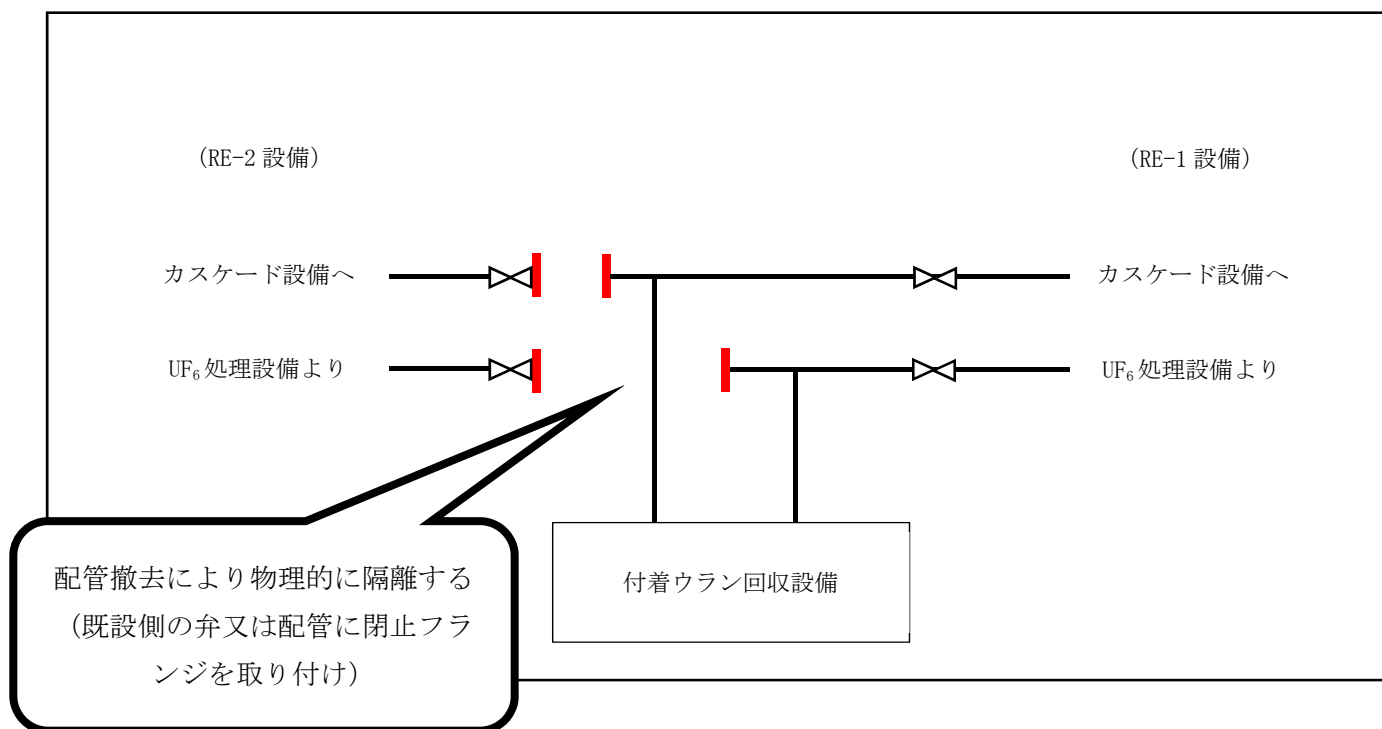
別紙 2

カスケード設備及びUF₆処理設備と
RE-1 廃棄物化に係る付着ウラン回収設備との隔離状態について

【配管撤去前】



【配管撤去後】



添付 3

既認可の申請内容



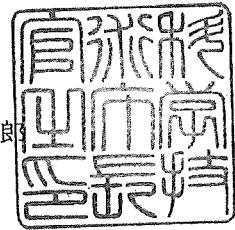
元安（核規）第376号

平成元年 8月17日

日本原燃産業株式会社

代表取締役社長 大垣 忠雄 殿

科学技術庁長官 齋藤 栄三郎



核燃料物質の加工施設に関する
設計及び工事の方法の認可について

平成元年 5月24日付け 濃発第16号 をもって申請のあった標記
の件については、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律
第16条の2第1項の規定に基づき認可する。

(廃棄施設)

第14条 放射性廃棄物を廃棄する設備（放射性廃棄物を保管廃棄する設備を除く。）は、次に掲げるところにより施設しなければならない。

- 一 周辺監視区域の外の空气中及び周辺監視区域の外側の境界における水中の放射性物質の濃度が、それぞれ長官の定める値以下になるように加工施設において発生する放射性廃棄物を廃棄する能力を有するものであること。
- 二 放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別して施設すること。ただし、放射性廃棄物以外の流体状の廃棄物を流体状の放射性廃棄物を廃棄する設備に導く場合において、流体状の放射性廃棄物が放射性廃棄物以外の流体状の廃棄物を取り扱う設備に逆流するおそれがないときは、この限りでない。
- 三 気体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、排気口以外の箇所において気体状の放射性廃棄物を排出することがないものであること。
- 四 気体状の放射性廃棄物を廃棄する設備にろ過装置を設ける場合にあつては、ろ過装置の機能が適切に維持しうるものであり、かつ、ろ過装置の核燃料物質等による汚染の除去又はろ過装置の取替えが容易な構造であること。
- 五 液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、排水口以外の箇所において液体状の放射性廃棄物を排出することがないものであること。

適合性

第14条 第一号

第1種管理区域からの排気は、プレフィルタ及び高性能エアフィルタにより処理した後、排気口を通じて屋外へ排出する。排気中の放射性物質濃度は、法令に定める周辺監視区域外における濃度限度を十分下回ることを排気用モニタにより連続的に監視する。

本工場で発生する液体廃棄物は、主に分析廃水、洗缶廃水、手洗い廃水等の第1種管理区域において付随的に発生する廃水である。これらの廃水は、必要に応じて凝集沈殿、ろ過等の処理を行った後、放射性物質濃度が法令に定める周辺監視区域外における濃度限度を十分下回ることを確認した後、排水口から工場外へ放出する。

第14条 第二号

放射性廃棄物を廃棄する設備は、放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別して施設する。

第14条 第三号

第1種管理区域からの排気は、中央操作棟の屋上に施設された排気口を通じて屋外へ排出する。

第14条 第四号

技術基準第9条第三号の適合性に述べたとおりである。

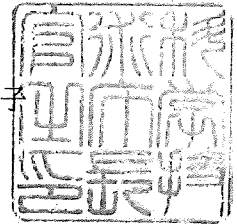
第14条 第五号

第1種管理区域において発生する廃水は、液体廃棄物の廃棄設備で処理した後、排水口から放出する。

6安(核規)第665号
平成6年12月15日

日本原燃株式会社
代表取締役社長 野澤 清志 殿

科学技術庁長官 田中 眞紀子



核燃料物質の加工施設の変更に関する
設計及び工事の方法の認可について

平成6年9月30日付け濃発第36号をもって申請のあった標記の件については、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第16条の2第1項の規定に基づき認可します。

(廃棄施設)

第14条 放射性廃棄物を廃棄する設備（放射性廃棄物を保管廃棄する設備を除く。）は、次に掲げるところにより施設しなければならない。

- 一 周辺監視区域の外の空気中及び周辺監視区域の外側の境界における水中の放射性物質の濃度が、それぞれ長官の定める値以下になるように加工施設において発生する放射性廃棄物を廃棄する能力を有するものであること。
- 二 放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別して施設すること。ただし、放射性廃棄物以外の流体状の廃棄物を流体状の放射性廃棄物を廃棄する設備に導く場合において、流体状の放射性廃棄物が放射性廃棄物以外の流体状の廃棄物を取り扱う設備に逆流するおそれがないときは、この限りでない。
- 三 気体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、排気口以外の箇所において気体状の放射性廃棄物を排出することがないものであること。
- 四 気体状の放射性廃棄物を廃棄する設備にろ過装置を設ける場合にあつては、ろ過装置の機能が適切に維持しうるものであり、かつ、ろ過装置の核燃料物質等による汚染の除去又はろ過装置の取替えが容易な構造であること。
- 五 液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、排水口以外の箇所において液体状の放射性廃棄物を排出することがないものであること。

適合性

第14条 第一号

第1種管理区域からの排気は、プレフィルタ及び高性能エアフィルタにより処理した後、排気口を通じて屋外へ排出する。排気中の放射性物質濃度は、既認可済の排気用モニタにより連続的に監視し、科技庁告示第20号に定める周辺監視区域外における濃度限度を十分下回ることを確認する。

本工場で発生する液体廃棄物は、主に分析廃水、洗缶廃水、手洗廃水等の第1種管理区域において付随的に発生する廃水である。これらの廃水は、必要に応じて既認可済の液体廃棄物の廃棄設備で凝集沈殿、ろ過等の処理を行った後、放射性物質濃度が科技庁告示第20号に定める周辺監視区域外における濃度限度の1/10以下であることを確認した後、排水口から事業所外へ放出する。

なお、分離作業能力1050tSWU/年において発生する廃水量は1300m³/年程度であり、管理廃水処理設備の処理能力約3000m³/年を超えない。

第14条 第二号

放射性廃棄物を廃棄する設備は、放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別して施設する。

第14条 第三号

第1種管理区域からの排気は、中央操作棟の屋上に施設された既認可済の排気口を通じて屋外へ排出する。

第14条 第四号

第1種管理区域からの排気は、技術基準第9条第三号の適合性に述べたとおりである。

第14条 第五号

第1種管理区域において発生する廃水は、既認可済の液体廃棄物の廃棄設備で処理した後、排水口から放出する。

経済産業省

20120717 原第 21 号

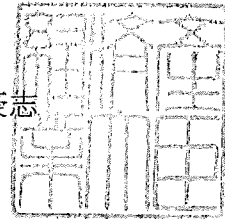
平成 24 年 8 月 31 日

日本原燃株式会社

代表取締役社長 川井 吉彦 殿

経済産業大臣臨時代理

国務大臣 細野 豪志



核燃料物質の加工施設の変更に関する設計及び工事の方法の認可につ
いて

2012年7月17日付け2012濃計発第56号をもって申請がありました上
記の件については、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和
32年法律第166号）第16条の2第1項の規定に基づき、認可します。

表-25 液体廃棄物の廃棄設備の仕様 (第1処理水ピット) (1/2)

対応する加工事業許可	許可番号 (日付)	平成20・12・16原第3号 (平成22年1月21日付け)
	主要な設備及び機器の種類	放射性廃棄物の廃棄施設
	許可との対応	上記施設の構成機器
設備・機器名称		液体廃棄物の廃棄設備
設備・機器の区分		本体
設置場所		管理廃水処理室
機器名		第1処理水ピット
変更内容		— (機器本体は、今回の更新対象外であり、既認可申請書 (元安 (核規) 第376号 (平成元年8月17日付け)) から変更なし)
台数		1基
一般仕様	型式	地下式
	主要な構造材	コンクリート(ステンレス鋼 (SUS304) ライニング)
	寸法	幅 : 約 2900 mm 奥行 : 約 2000 mm 深さ : 約 2000 mm
	温度、圧力	温度 : 常温 圧力 : 常圧
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	核燃料物質の状態	—

* : 一般仕様欄、技術基準に対する仕様欄は、既認可申請書の記載内容 (最新の規格等を反映) を転記し、一般仕様欄は今回の更新による仕様変更点に下線を付し、技術基準に対する仕様欄は今回の更新による更新後の機器・機能に対して検査を行う箇所に下線を付している。

* : その他事業許可で求める仕様欄は、今回の更新による更新後の機器・機能に対して検査 (処理能力検査) を行う箇所に下線を付している。

表-25 液体廃棄物の廃棄設備の仕様 (第1処理水ピット) (2/2)

技術基準に対する仕様	核燃料物質の臨界防止	————
	火災等による損傷の防止	————
	耐震性	耐震重要度分類：第3類（建物（第2類）の一部として設計）
	材料及び構造	————
	閉じ込めの機能	漏えいを防止するため、第1廃水調整ピットへの連通管を設ける。
	しゃへい	————
	換気	————
	核燃料物質等による汚染の防止	————
	安全上重要な施設	————
	搬送設備	————
	警報設備等	————
	廃棄施設	本工場で発生する液体廃棄物は、主に分析廃水、洗缶廃水、手洗廃水等の第1種管理区域において付随的に発生する廃水である。これらの廃水は、必要に応じて凝集沈殿、ろ過等の処理を行った後、放射性物質濃度が法令に定める周辺監視区域外における濃度限度を十分下回ることを確認した後、排水口から工場外へ放出する。
放射線管理施設	洗缶廃水等の液体廃棄物は処理後第1処理水ピットでサンプリングし、放射性物質濃度を測定後放出する。	
非常用電源設備	————	
その他事業許可で求める仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・設備・機器は不燃性又は難燃性材料を主として使用する。 ・管理区域で発生する廃水を必要に応じて凝集沈殿、ろ過等の処理を行う設計とし、放射性物質濃度が平成12年科学技術庁告示13号に定める周辺監視区域外の水中の濃度の1/10以下であることを確認して、他の一般排水と共に排出口から事業所外へ排出する。 ・管理廃水処理設備は、液体廃棄物の事業所外への放出を可能とするのに十分なものとし、その処理能力は、約3000m³/yである。 	
添付図	図-26、56	

- *：一般仕様欄、技術基準に対する仕様欄は、既認可申請書の記載内容（最新の規格等を反映）を転記し、一般仕様欄は今回の更新による仕様変更点に下線を付し、技術基準に対する仕様欄は今回の更新による更新後の機器・機能に対して検査を行う箇所に下線を付している。
- *：その他事業許可で求める仕様欄は、今回の更新による更新後の機器・機能に対して検査（処理能力検査）を行う箇所に下線を付している。

表-32 液体廃棄物の廃棄設備の仕様（第2処理水ピット）（1/2）

対応する加工事業許可	許可番号（日付）	平成20・12・16原第3号（平成22年1月21日付け）
	主要な設備及び機器の種類	放射性廃棄物の廃棄施設
	許可との対応	上記施設の構成機器
設備・機器名称		液体廃棄物の廃棄設備
設備・機器の区分		本体
設置場所		管理廃水処理室
機器名		第2処理水ピット
変更内容		— （機器本体は、今回の更新対象外であり、既認可申請書（元安（核規）第376号（平成元年8月17日付け））から変更なし）
台数		2基
一般仕様	型式	地下式
	主要な構造材	コンクリート(ステンレス鋼 (SUS304) ライニング)
	寸法	幅 : 約 1500 mm 奥行 : 約 2000 mm 深さ : 約 2000 mm
	温度、圧力	温度 : 常温 圧力 : 常圧
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	核燃料物質の状態	—

* : 一般仕様欄、技術基準に対する仕様欄は、既認可申請書の記載内容（最新の規格等を反映）を転記し、一般仕様欄は今回の更新による仕様変更点に下線を付し、技術基準に対する仕様欄は今回の更新による更新後の機器・機能に対して検査を行う箇所に下線を付している。

* : その他事業許可で求める仕様欄は、今回の更新による更新後の機器・機能に対して検査（処理能力検査）を行う箇所に下線を付している。

表-32 液体廃棄物の廃棄設備の仕様 (第2処理水ピット) (2/2)

技術基準に対する仕様	核燃料物質の臨界防止	————
	火災等による損傷の防止	————
	耐震性	耐震重要度分類：第3類 (建物 (第2類) の一部として設計)
	材料及び構造	————
	閉じ込めの機能	漏えいを防止するため、第1廃水調整ピットへの連通管を設ける。
	しゃへい	————
	換気	————
	核燃料物質等による汚染の防止	————
	安全上重要な施設	————
	搬送設備	————
	警報設備等	————
	廃棄施設	本工場で発生する液体廃棄物は、主に分析廃水、洗缶廃水、手洗廃水等の第1種管理区域において付随的に発生する廃水である。これらの廃水は、必要に応じて凝集沈殿、ろ過等の処理を行った後、放射性物質濃度が法令に定める周辺監視区域外における濃度限度を十分下回ることを確認した後、排水口から工場外へ放出する。
	放射線管理施設	液体廃棄物は処理後第2処理水ピットでサンプリングし、放射性物質濃度を測定後放出する。
非常用電源設備	————	
その他事業許可で求める仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・設備・機器は不燃性又は難燃性材料を主として使用する。 ・管理区域で発生する廃水を必要に応じて凝集沈殿、ろ過等の処理を行う設計とし、放射性物質濃度が平成12年科学技術庁告示13号に定める周辺監視区域外の水中の濃度の1/10以下であることを確認して、他の一般排水と共に排出口から事業所外へ排出する。 ・管理廃水処理設備は、<u>液体廃棄物の事業所外への放出を可能とするのに十分なものとし、その処理能力は、約3000m³/yである。</u> 	
添付図	図-33、56	

- *：一般仕様欄、技術基準に対する仕様欄は、既認可申請書の記載内容（最新の規格等を反映）を転記し、一般仕様欄は今回の更新による仕様変更点に下線を付し、技術基準に対する仕様欄は今回の更新による更新後の機器・機能に対して検査を行う箇所に下線を付している。
- *：その他事業許可で求める仕様欄は、今回の更新による更新後の機器・機能に対して検査（処理能力検査）を行う箇所に下線を付している。